

○北信保健衛生施設組合文書取扱規程

(平成 10 年 3 月 30 日 訓令第 1 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 訓令第 1 号

北信保健衛生施設組合の文書の取扱いに関する事項は、中野市文書取扱規程（平成 17 年中野市訓令第 13 号）の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日訓令第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。